

倫理面への配慮について

ヒトを対象とした研究，動物を対象とした研究，ヒトゲノム・遺伝子，ヒト幹細胞，あるいは遺伝子治療を対象とした研究に関する研究発表については，以下の条件が満たされていることを示してください。

1. ヒトを対象とした研究に当たっては，ヘルシンキ宣言 1 の倫理的原則，「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」² に則ること．インフォームド・コンセントを得ること．所属施設内の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること．個人情報保護に基づき，全ての個人情報を匿名化すること．
2. 動物を対象とした研究に当たっては，文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」³ に則ること．所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること．
3. ヒトゲノム・遺伝子，ヒト幹細胞，あるいは遺伝子治療を対象とした研究に当たっては，厚生労働省の「医学研究に関する指針」⁴ に則ること．所属施設内の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得ていること．